

令和5年5月8日

生徒及び保護者の皆様

東京都立日比谷高等学校長
梅原 章司

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。平素より本校の教育活動にご理解、ご協力いただき誠に感謝申し上げます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症に移行することに伴い、本校では下記のとおり対応いたします。趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 感染症対策について

- (1) 5類感染症移行後も、引き続き登校前の生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を継続します。
- (2) 平時においては、上記(1)以外の特段の感染症対策を講じません。感染が流行している場合などには、活動場面に応じて発声や会話を控えさせたり、身体的距離を確保するなどの措置を一時的に講じます。
- (3) マスクの着用は基本求めません。

2 新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合について

- (1) 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。(なお、「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。)
- (2) この期間の短縮は基本的に想定されません。
- (3) 出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- (4) 濃厚接触者の特定は行いません。

【問い合わせ先】

東京都立日比谷高等学校
副校長 青木 正信
電 話 03(3581)0808